介護保険法による介護療養型医療施設の指定. 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定

監

查委員

右

同

建設業者の許可の取消し......

第二千八十四号

平成十四年十月九日 (水曜日)

告 示 目

次

介護保険法による居宅サービス事業者の指定. 保高

道路の供用の開始. 道路の区域の変更..... 道路の区域の決定..... 同 ( 道 路

同同 同 課 : : : : 껃 껃  $\equiv$  $\equiv$ 

(農村整備課) : 깯

(都市計画課)

:

껃

換 地

処

分

公

告

都市計画の変更案の縦覧.

右

(整備事務所) : Ħ.

:

Ħ.

監査結果に対する措置の公表...... 事 務 局 :

Ħ.

告

示

青森県告示第四百七十九号

より公示する。 のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、次

平成十四年十月九日

同同

: :

 $\equiv$ 

課祉

:

ジナーグラス事業者	
居宅サービ	青森県知事
ビス事業	木
美を	村
	寸
	男

会パバ 社レン ルド 株式ア	福 社 青 福 祖 長 祖 祖 代 会 祖 長 名 祖 長 会 社 員 会 日 会 会 日 会 会 と る と ろ と ろ と ろ と ろ と ろ と ろ と ろ と ろ と ろ	ーハ・シティ アシティサ	祉和社 会田団法 館労人 福	は名 氏称 名又	指定居宅サージ
の 城北二丁目六 引市大字西	の一三林	保一〇の一 久保字上大久 八戸市大字大	二十十 十二番町二の の の	又の主 は所る 住在 所地所	- ビス事業者
活型痴 介共呆 護同対 生応	生短 活斯 介護所	活型痴 介共呆 護同対 生応	訪問介護	種 b フ 類 0	マサ
ー グルー ジャルー プルー プルー プルー プルー プホー	ち の く 社 み 表 表 表 表	つむぎの家	わかば ン ン スルパース	名称	行居 宅 うサ ー
六 広四丁目一の 引		保一〇の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の	二十 一二番町二の の	所 在 地	事業の業業を
11	11	11	<b>三平</b> ・成	年月日	指 定

"	丁目四の一五 の一五 "	ケム 株式 会	介訪 護問 浴	の 本 本 四 丁 目 八	ム株 スン 社コ
"	〇の二 木一丁目一九 ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル	ー 黒石 ー ムバンド アオ	活型痴 介共呆 護同対 生応	の城 三 工 丁 目 六 西	会パバ 社レンドー 株フ
"	の一大学の一大学の一大学の一大学の一大学の一大学の一大学の一大学の一大学の一大学	荘 ー ムすい 賓 リカホ	活型痴 介共只 護 官 定 方 に た た た た た た た た た た た た た た た た た た	の 十字 浜野 六一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	成 有 限 会 社 惠
"	の一二野字片岡三三	ポピー スセンター ビー	通所介護	六 田字川瀬一八 川瀬一八	人平元会 社会福祉法
"	の町字上中道一 #	苑 ー グルー むつ 湊 木	活型痴 介共呆 護同対 生応	の一一 町字上中道一 八戸市大字湊	ムむつ 満苑 大社グ
四。九十二七	二の一 藤島字中道五 一 一	ー ムはなは がルー プホ	活型痴 介共呆 護同対 生応	二の一 藤島字中道五 和田市大字	和田だいさいた
"	二二二九の一〇 字飯詰字石田 の一〇 ・	セサービア カサービア カアプラー ファザ	通所介護	一 原三丁目八の 日 三丁号 日 の 日 三丁号 日 の 日 三丁号 日 の 日 三丁号 日 の 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	藤器機 程 会 社 佐
四• 九•二六	三六野 七野 八四 の の 一	園 ー ムさくら インさくら	活型痴 介共呆 護同対 生応	三六年 七夕字野川舎 大学川舎字 川舎字	有限会社さ
四• 九•二0	丁目六の二七	ショ ステー パーム へ テー	訪問介護	丁目六の二七三沢市大町二	人 楽 晴 会 法
"	四の一六東中央四丁目・	コ訪 アの護キ	訪問介護	の八 原三丁目一〇 引 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	護ュ有 ア在 て で で で で で れ で れ に れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ
<b>四・</b> べ三0	一小町大 七野子 三八 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 の 一 一 の 一 の 一	パー 護用 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	活型痴 介共呆 護同対 生応	田町七九 京 富	人嶽陽会法

## 青森県告示第四百八十号

公示する。 おり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定によりおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により、次のと介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のと

## 平成十四年十月九日

青森県知事

木

村

守

男

平元会福祉法人 (本本法人	器機 有限会社佐藤	楽晴会 社会福祉法人	ミックス	名称	指定居宅介
一字川瀬一八六の青森市大字高田	三丁目八の一弘前市大字安原	目六の二七三沢市大町二丁	重菊九一の一五所川原市字八	所 在 地主たる事務所の	指定居宅介護支援事業者
業所ポピー居宅介護支援事	援センター ぼの居宅介護支	援事業所大町居宅介護支	ター電う援セン五所川原中央居	名称	居宅介護支援事
二 字片岡三三の一 青森市大字大野	九の一〇二五所川原市大字	目六の二七三沢市大町二丁	り枝一三の六五所川原市字下	所 在 地	介護支援事業を行う事業所
四・九・二七	一四・ ・・二六	四・ 九・二()	□平 ・成 ○ ○ ○	年月日	指定

# 次のとおり介護療養型医療施設を指定したので、同法第百十五条第一号の規定により、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第一項第三号の規定により、青森県告示第四百八十一号

平成十四年十月九日

公示する。

青森県知事 木 村 守 男

1

玉

八戸市大字尻内町字張田一〇二の一まで

後

九〇・〇〇メートルまで二〇・五〇メートルから

四四八・〇〇メートル

備考

2

県

道

八戸三沢線

八戸市大字尻内町字直田七〇まで 八戸市大字尻内町字直田一九から

後

六四・〇〇メートルまで

三四六・五〇メートル

番図 号面

種道

森県県土ち	られている)任意によこの。その関係図面は、告示の日から平成十四年十一月八日まで青森県県土轄で「ジューオ)で、『エで井系』。「ジュース	
り、 道 路	を欠かようこ夬定したので、司頁の規定こより公示する。  道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、	を欠かようこ夬定したか道路法(昭和二十七年
	号	青森県告示第四百八十二号
}	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	***************************************
一 四 • 九	弘前市大字新町一五一	内科胃腸科医療法人聖誠会石澤
"	青森市大字雲谷字山吹九三の一	芙蓉会病院
一	青森市堤町二丁目四の七	小野寺泌尿器科医院
指定年月	開設の場所	名称

道路課において一般の縦覧に供する。 路線名 道路の種類 平成十四年十月九日 道路の区域 一般県道 八戸環状線 青森県知事 木 村 守 <u>.</u> 月日 整備部 町の区域 · 六 男

ij	道	路 類の	
7 7 7 7		路線名	
一人言う てき記りてき 受日一 つこうしょう	八戸市大字尻内	变	
了丁三 =>=	町 字 直	更	
	田七四の一	の	
1 11/5	から	X	
		間	
	前	前変 後更 別の	
		עטנימ	
		敷	
-	三二 六 · ·		
- - - - - - - - - - -	三六・〇〇メ	敷	
	三六・〇〇メートル	敷地	
	三六・〇〇メートルまで	敷地の	
	<b>トト</b>	敷地の幅	
	トルまで四一四一	敷地の幅員	
	トルまで四一八	敷地の幅員敷	
	トルまで四一八・〇〇メー	敷地の幅員敷地の延	
	トルまで四一八・〇〇メ	敷地の幅員敷地の	

九までハ戸市大字尻内町字直田	の二から八戸市大字尻内町字鴨田	X
7.内町字直田一	7.内町字鴨田四	間
トルまで	三〇・〇〇メー	敷
ま六	5.	地
で・	$\circ$	の
Ŏ	×	幅
	۲	員
	一、三二四・五〇	敷
Ė	≣	地
ル		の
		延
	Ö	長
		備考

# 青森県告示第四百八十三号

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年十一月八日まで青森県県土整備部

平成十四年十月九日

青森県知事 木 村 守 男

# 青森県告示第四百八十四号

道路の供用を開始するので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、 同項の規定により公示する 次のとおり

道路課において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、 告示の日から平成十四年十一月八日まで青森県県土整備部

平成十四年十月九日

青森県知事 木 村 守

男

	まで	<u>σ</u>		張田	内	クラー	一市		号	匹石
<i>II</i>	6	田七四の一から	七四の	字直田	町	大字尻	八戸市士		] <del> </del>	国  道 
"		まかでら	田田一九九	字字 直直 田田	内内町町	大大 字字 尻尻	八八 戸戸 市市	No.	三沢線	八県戸道
平成一門 一元		までから	カ.の	字門 田田一	内内   町町	大大字	八八戸市市	IIV.	環状線	八県戸道
の供 期開 日始	間	区	の	始	開	用	供	名	線	路

青森県告示第四百八十五号

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、 次のとおり

道路課において一般の縦覧に供する なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年十一月八日まで青森県県土整備部

平成十四年十月九日

青森県知事

木 村 守

男

 二国 八道 号	路
号	線
	名
ま東一東 で津五津	
軽か軽	供
蓬 蓬 田 田	用
村 村大字字	開
郷別	始
子 陀 浜 川 田 字	の
二 三 三 干	X
郡蓬田村大字郷沢字浜田一三六の二五  36   36   36   36   36   36   36   3	間
平 成	の供
戸	期開
10-10	日始

一国 ○道 号

八まで

八まで

「大字赤石町字砂山一三九の四七六から
四十六から
四半軽郡鰺ケ沢町大字赤石町字大和田二九の西津軽郡鰺ケ沢町大字赤石町字大和田二九の

四 Ţ

ナレ

公

換 地 処 分

において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。 第2東通地区の県営土地改良事業に係る新橋工区の換地処分をしたので、同条第十項 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十九条の二第九項の規定により、

平成十四年十月九日

青森県知事 木 村

守

男

都市計画の変更案の縦覧

更案を縦覧に供する。 七条第一項の規定により公告し、 計画道路に関する都市計画を変更したいので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第一項の規定により、 次のとおりむつ都市計画道路に関する都市計画の変 同条第二項において準用する同法第十 むつ都市

画の変更案について、 なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、 知事に意見書を提出することができる。 当該都市計

平成十四年十月九日

青森県知事 木 村 守

男

都市計画の種類

むつ都市計画道路に関する都市計画 (三・三・一号大曲越葉沢線

都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

むつ市下北町、仲町の各一

部

2 追加される土地の区域

兀 青森県県土整備部都市計画課、

むつ市建設部都市計画課

Ξ

縦覧場所

平成十四年十月十日から同月二十三日まで 縦覧期間

縦覧時間

五

午前八時三十分から午後四時三十分まで

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年十月九日

青森県知事 木 村 守 男

商号又は名称 高工株式会社

代表者の氏名 高橋

Ξ 主たる営業所の所在地 三戸郡新郷村大字戸来字金ケ沢尻一二の三

許可番号 青森県知事許可 (般 - 九) 第一〇八三二号

兀

六 五

取消年月日 平成十四年九月二十四日

取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

より確認された。このことが、 平成十四年九月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十四年十月九日

(

商号又は名称 工建築

青森県知事

木

村

守

男

木村 I

主たる営業所の所在地 三沢市松原町二丁目三一の三七四六

許可番号 青森県知事許可 (般---) 第一六九〇〇号

兀 Ξ

平成十四年九月二十六日

六 五 取消年月日

取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十四年九月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

## 査 委

監

# 監査結果に対する措置の公表

り公表する。 委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとお (昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、青森県知事及び青森県公安 平成14年8月26日付け青監査第61号で報告した監査の結果について、地方自治法

平成14年10月9日

青森県監査委員 工 办 稔

巡 愈 # 4

 $\vdash$ 区 业

回 回 回

青森県産業技術開発 センター	監査箇所名
前渡資金の精算手 続が遅延しているも のがある。	監査結果
今後、前渡資金の精算手続が遅延しないよう、支出した前渡資金 近しないよう、支出した前渡資金 については一覧表に記載し、精算	措置の内容

	青森県五所川原警察	
いて、復命書が適正 に作成されていない ものがある。		
て、全所属に対た。	9 (((()))。 	予約が終了したかんしか名を買売ナエシ   イキュニィナー・アニュ
底について、全所属に対し指置を講じた。	9 (((()))。 	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11

(毎週月・水・金曜日発行)	青森県	青森市長島一丁目一番一号	発行所・発行人
定価小口一枚二付十五円一銭	東奥印刷株式会社	青森市古川二丁目一七番五号	印刷所・販売人